

近世遠江における親王由緒―木寺宮をめぐる―

西田 かほる

文化政策学部 国際文化学科

遠江国敷知郡入野村の龍雲寺は、後二条天皇の孫康仁親王を開基とする。康仁親王の子孫である木寺宮は戦国期に入野村に居住し、戦国大名武田家に味方して徳川家と戦ったが、家康から龍雲寺を安堵されたという由緒をもつ。ただし、その後木寺宮は断絶し、龍雲寺も任職がない状況が続いたため、江戸時代の前期には木寺宮の実態は分からなくなっていた。その様な中で、地誌の作成や幕府の古文書調査、明治期の陵墓調査などを通じて木寺宮の由緒が形成されていった。近世社会の中で木寺宮はどのように理解され、位置づけられたのかについて、主に龍雲寺に残された史料を紹介しつつ考える。

はじめに

遠江国敷知郡入野村の龍雲寺（浜松市西区）は、木寺宮を開基とする臨濟宗の寺院である。木寺宮とは、大覚寺統の後二条天皇皇太子邦良親王の長男康仁親王（一二三〇―一五五）のことである。一二三一年に持明院統の光厳天皇が即位すると、康仁親王は兩統迭立によって皇太子となったが、鎌倉幕府の滅亡と後醍醐の復権によって皇太子を廃された。龍雲寺の由緒によれば、その後、康仁親王は遠江国に下向し、入野に御殿と寺院を建てたという。時代が下った戦国期には、入野に康仁親王の子孫の木寺宮が居住していたとするが、『浜松市史』では「大覚寺統の木寺宮の傍系が滞在していたことあり得よう」と述べるにとどまる^①。そのような中、赤坂恒明氏は戦国期に木寺宮が入野に存在していたことを明らかにし、木寺宮を史上唯一の「戦国期在国皇族領主」と位置付けた^②。しかし、木寺宮は天正期に断絶し、龍雲寺も一七世紀末まで独住がいなかったため、近世前期には戦国期の木寺宮の実像すら分からなくなっていた。では近世社会の中で木寺宮はどのように理解され、位置づけられたのであろうか。近年の由緒研究では、由緒は諸集団が主体的・選択的に行う歴史意識の表出であり、由緒の形成が社会的・政治的に強い影響を持つとする^③。木寺宮の由緒形成の主体は何か、その歴史意識はどこにあったのかについて、主に龍雲寺に残された史料を紹介しつつ考えてみたい。

一、武田家朱印状と家康判物

戦国期の木寺宮は、次の二つの史料により理解されてきた。

【史料1】^④
定

其家中之貴賤、軍役退屈二付而令欠落、叨徘徊之由沙汰之限也、早理当主人可召還、若有申旨者、被聞召届、重而可被加御下知之由、所被仰出也、仍如件

天正八年庚辰

三月十八日

跡部尾張守奉之

赤津中務少輔殿

天正八年（一五八〇）三月に武田家から赤津中務少輔に宛てた朱印状の写である。家臣が軍役を急避して逃亡したことに対し、現在の主人に断つて召し返す様に命じたものである。「赤津中務少輔」は康仁親王子孫の木寺宮八世であり、木寺宮は武田家に通じていたと理解されてきた。

武田家朱印状から二ヶ月後の五月に、家康は「御局」に宛て次の判物を出している。

【史料2】^⑤

遠江国浜松庄入野 御本所領之内山林等并龍雲寺之事、御代々為御祈願寺之条、彼寺領西町田・東山田・里郷田畠・門前在家居屋敷等、号瑞椿住寺御譲之上者、寺務少も他所江割分之儀不可有之也、如前々永不可有相違、将又 大宮様御一世之間者、何之 御宮達雖被仰事有

之、大宮様可任御意旨、可有御心得者也、仍如件

天正八庚辰年

五月廿八日

家康(花押)

御局

本所領のうち山林等と龍雲寺領について、西町以下の寺領を瑞椿という住持に譲ったからには、寺務を他所へ渡してはならないとする。また大宮様が存命の間は大宮様の意思に任せるとある。この「大宮様」が津中務少輔であり、瑞椿はその子(あるいは弟)と理解されてきた。

武田家に味方した赤津は、その後徳川家に帰し、家康判物を得たというのが、【史料1】【史料2】を通じての理解である。なお、木寺宮は天正八年一〇月には退転したという。

二、「随庵見聞録」と桜井家の由緒

二一 「随庵見聞録」にみる木寺宮

近世における木寺宮に関する記事の初見は、「随庵見聞録」である^⑥。浜松藩主青山和泉守の命により、延宝八年(一六八〇)に藩士永井随庵が浜名湖周辺の村々を巡歴し、古老の話を聞き、古文書を写してまとめた地誌である。このなかで入野村は「本所方宮八本寺ノ・地頭方・国方」の三つに分かれ、木寺宮が出奔した後は、本所方は桜井太郎兵衛、地頭方は小多喜伊左衛門、国方は太郎兵衛が支配し、この三人が「七ヶ條之御証文」を所持しているとした。桜井太郎兵衛の先祖は桜井源兵衛とい、その子善兵衛は松平左馬亮(浜松藩主・慶長六〜一四年)の代官であった。また源兵衛は木寺宮の親族で、木寺宮が武田方に内通した際に甲州から来た証文を奪って異見を言ったため、木寺宮は信州へ出奔し、桜井は居残って本所方の支配をしたという。「随庵見聞録」には、天正一七年の「入野本所方百姓等」宛七ヶ條証文と、【史料1】武田家朱印状、酒井忠次の書状二通のうち一通が収載されている。

さらに、「木寺之宮と言八堀江ノ大澤一家ト相聞ヘ申候」とし、この子孫を豊田源太夫(小笠原遠江守殿内千三百石)、飯尾弥一右衛門(小笠原吉岐守殿内)とするが、「追而可考事」と記す。大澤は藤原頼宗の

子孫基秀を祖とし、一四世紀半ばに遠江国堀江へ移った家である。大澤基胤(一五二六〜一六〇五)の妻が木寺宮(法名・龍雲院)の女であった。基胤は天文一〇年(一五四一)に叙爵と同時に侍従に任じられ、在国の堂上公家と認識されており^⑦、子基宿(一五六九〜一六四二)は家康の將軍宣下の儀式に携わった後、高家として門跡・諸公家の往来や朝鮮・琉球使節などの披露役を勤めた^⑧。木寺宮が大澤一家であるとの認識は、朝廷との関わりにもよるのである^⑨。「随庵見聞録」には記されていないが、木寺宮(龍雲院)の女の一人は信濃国伊那郡知久を本領とする知久頼氏の妻であった。頼氏は家康家臣となつて酒井忠次に属したが、天正一三年(一五八五)に浜松において自殺をし、井伊谷龍潭寺に葬られた^⑩。木寺宮が信州へ出奔したというのは、知久氏からの連想かもしれない。

「随庵見聞録」では、木寺宮と武田家の関係は詳述するが、家康判物についても、康仁親王についても触れてはいない。随庵は木寺宮が桜井家の親族であり大澤の一家であることを伝聞として記したのみであった。

二二 桜井家の由緒

「随庵見聞録」にあつた入野村の桜井太郎兵衛は、元禄一〇年(一六九七)、三州岡崎(愛知県岡崎市)の満性寺(真宗)に死て、次の覚を出した。

【史料3】^⑪

覚

一、遠州敷知郡入野村桜井太郎兵衛先祖者桜井源兵衛与申 家康公御存知之者、入野村二木寺宮与申四百石之所ヲ領知被成、則本所方与申候、此源兵衛者宮之末葉二而、其時家老職相勤罷有候、源兵衛妻者 酒井左衛門尉様御袋様御所縁故、幼少より御念比二御存知之者二而御座候へ共、木寺之宮江局を相勤、後源兵衛妻二罷成候、右之御縁御座候故 酒井左衛門尉様別而御念比之御儀二而諸事御用等被仰付候

一、家康公与勝頼天正八年御取合之時分、家康公より木寺之宮へ軍

役被出候様ニ与被仰遣候へ者、兼而宮者勝頼江御一味之志御座候故、

家康公へ御同心無之、勝頼江御味方可被成由家中百姓等及聞、

方々へ落失申候、其時宮より勝頼へ右之趣被仰遣候へ者、其為御返

事勝頼之朱印宮へ参候、私尔今所持仕候、則別紙写懸御目候

一、宮源兵衛二被仰候者、今度勝頼方へ加勢二子共向人遣候へ与被申

候、其時源兵衛申候八、浜松之御旗下二罷有ニ而左様成儀者不存寄

与申候へ者、其より宮者源兵衛二御隠れ、浦より船二而御落被成候、

其節浜松 家康公へ右之趣言上申候へ者、其より本所四百石之所百

姓頭被 仰付、後二七箇条之御証文被成下、尔今所持仕候

一、其後 酒井左衛門尉様参州吉田二御在 城之時、当国入野者本所

方・地頭方・国方与申、千七石之所御加増罷成候、則御家来衆之御

状言通御座候、写懸御目申候、疋田助右衛門与御座候、宛所者見不

申候

一、御判御座候御状之写、当春進申候間、此度者残之御紙面写懸御目

申候、粗覚申候分右之通二御座候、元祖源兵衛より私迄四代二罷成

候、親迄者庄屋役相勤申候へ共、段々身代衰只今者庄屋掛茂不仕候、

重而御尋之儀も御座候八、江戸等迄御証文持参仕可申候、委細朝日

山神田兵右衛門殿迄被 仰遣可被下候、已上

元禄十年

丑四月十五日

遠州入野村

桜井太郎兵衛

三州岡崎

満性寺様

三条目までの内容を確認する。まず入野村の桜井太郎兵衛の先祖は源兵衛といい、家康「御存知」の者とする。源兵衛は入野村本所方四〇〇石を領知する木寺宮の末葉であり、宮の家老職を勤めていた。妻は酒井左衛門尉の母に所縁の者で、木寺宮の局を勤めた後、源兵衛の妻になった。そのため源兵衛は酒井と懇ろであり、諸事御用を仰せつけられた。また天正八年に家康と勝頼が争った際、勝頼へ味方することにした木寺宮は、源兵衛に勝頼への加勢として子ども二人を遣わすよう言ったが、

源兵衛は子どもが浜松の旗下になつてゐることを理由に断つた。宮が源兵衛から隠れて船で逃げたことを家康へ伝えると、源兵衛は本所四〇〇石の百姓頭を命じられ、七ヶ条の証文を下された。

この覚は、いわば桜井家の由緒書である。この中で源兵衛の妻は「酒井左衛門尉様御袋様御所縁」の者であり、木寺宮の「局」を勤めていたとする。【史料2】家康判物の宛所「御局」は桜井源兵衛の妻であるとしたのである。「随庵見聞録」には、酒井忠次から桜井に宛てた書状が一通掲載されている。その文面の最後には「女方衆へも子息へも此由申度候」とあり、酒井が桜井の家内とも昵懇であったように読める。源兵衛の妻が酒井所縁の者であり、局を勤めたという根拠の一つである。

二条目では、天正八年に木寺宮が勝頼へ味方すると言つと、家中や百姓などが方々へ落失したので、それを勝頼に伝えると、「御返事勝頼之朱印、宮へ参候」とある。この返事が、【史料1】武田家朱印状である。家中や百姓らが落失したとすれば、人返しの文書を矛盾なく理解できる。そして武田家朱印状は「私尔今所持仕候」とある。「随庵見聞録」に武田家朱印状が掲載されていたのは、桜井家がそれを所蔵していたためであった¹¹⁾。いずれにせよ、桜井太郎兵衛は木寺宮が本所方の領主であったこと、桜井家は木寺宮の末葉であり、天正期には宮の家老職を勤めていたこと、そのうえで、源兵衛の妻が木寺宮の局であったとしたのである。ただし【史料3】の最後には、次のように記されている。

右之通丑ノ八月廿九日ニ満性寺より酒井小平次様へ上ケ被申候、此由緒書之内源兵衛妻宮様へ局ヲ相勤ト申義難心得候

右酒井殿状ニ通、疋田助右衛門殿状一通、太郎兵衛方ニ所持致候

この文書は、桜井太郎兵衛が満性寺を通じて酒井小平次へ出した文書を龍雲寺が写したものであった。理由は示されていないが、龍雲寺は源兵衛の妻が木寺宮の局であったとすることを「難心得」とした。

文書の提出先である酒井小平次は、忠次五男忠知を祖とする二千石の旗本、忠隆であろう¹²⁾。酒井家側からの働きかけでこの文書が作成されたとすれば、元禄七年（一六九四）に遺跡を継いだ小平次が、自らの来歴を調査していた可能性がある。酒井家は三河出身の家康旧臣である

ことから、岡崎の満性寺へ由緒を尋ねたと考えられる。正徳二年（一七二二）には、大澤氏も龍雲寺へ由緒を問い合わせさせており¹³、この時期、武士の間で由緒に対する関心が高まっていたことが伺われる。また桜井太郎兵衛が文書の提出に積極的であったのは、村内における自らの立場を示すためであろう。元祖源兵衛から太郎兵衛の親までは庄屋役を務めたが、身代が衰へ庄屋もしていないと述べているからである。そして龍雲寺がこの文書を写したにも理由がある。龍雲寺は天正八年に住持となった瑞椿が没して以後、法類の山崎村安寧寺（浜松市西区山崎）が兼務していたが、元禄八年前後に鳳随和尚が龍雲寺の独住となった。そのため、あらためて寺の由緒を意識したと考えられる。

三、大岡越前守による古文書調査

元文五年（一七四〇）、徳川吉宗は寺社奉行大岡越前守に命じ、諸国の古文書を採訪させた¹⁴。その範囲は、甲斐、信濃、武蔵、相模、伊豆、遠江、三河に及んだ。その時、龍雲寺から大岡越前守へ差し出した文書の写が次である。

【史料4】¹⁵（○番号は筆者）

①元文五年申六月・寛保元年西四月 右両度公儀江指出シ候写、大切二いたし可申候

②（天正八年 家康より御局宛判物写 略）
③ 御断書之覚

一、権現様御定書之場所二而百舌石被下置候、右を慶長八年 御朱印二御直シ被下置候節、住持不調法ヶ間鋪儀仕候歟、御役人中より御判出候迄者御堪忍分二拾五石参セ候と之御添状二而、百舌石御無判之本紙被下置候 大猷院様御在世之節御願申上候得者、任天正八年五月廿八日先判之旨候と之 御文言二而、右拾五石を御朱印二御直シ被下置候、勿論田島者 御定書之場所二而少々宛尔今頂戴仕候、尤 御定書八御代々御朱印御続目之節差上ケ来り申候、為念如此二御座候、以上

遠州浜松庄入野村

元文五年申六月
寺社御奉行所
龍雲寺（印）

④右八申五月権現様御定書御尋二付、右御条目并御断書右之通寺社御奉行大岡越前守殿江指出シ候写下書

⑤去申ノ五月中 御朱印有之寺院江從 権現様御代々被成下候御條目御尋二付、則写御指越早速寺社御奉行所江差出候、然所此度從大岡越前守殿御尋御座候者、右御条目之内御局と有之候者何与申御局二而如何様之御由緒ヲ以 御朱印被成下、其節之住持八何代目何と申僧二而候哉、定而其寺二記録等も可有之候得者、右之趣委細二可書出旨被 仰渡候間、随分御考相違無之様二可被書出候、尤急御用之由左様御心得可被成候、已上

辛酉 三月廿八日 入野龍雲寺 江府 松源寺

（後欠）

朱印を所持する寺に「権現様御代々」の条目などがあるかを尋ねられた際に、寺社奉行所に提出した文書の写である。龍雲寺は慶安元年（一六四八）二月二四日付で、將軍家光から一五石の朱印状を得ている。朱印状には「遠江国敷智郡龍雲寺領、同郡浜松庄入野村内拾五石事、任天正八年五月廿八日先判之旨寄附之訖」¹⁶とあり、【史料2】天正八年の家康判物を先判とするものであった。家康判物に石高記載はなかったが、慶長期に中泉代官伊奈忠次の下代袴田善兵衛が、龍雲寺領一五石と郷中の神領三石、寺領五石分を村高から引くことを「御年寄中」に宛てた手形を出している¹⁷。遠江国においては伊奈忠次やその下代が出した黒印状をもとに將軍の朱印状が発給されたため、この時の高が朱印高と認められたのである。【史料4】¹⁵③において、龍雲寺は権現様の定書の場所に一〇一石を与えられたところ、慶長八年（一六〇三）の朱印書替の際に住持が不調法がましいことをしたのか、役人から堪忍分として一五石と「百舌石御無判之本紙」を下し置かれたとしている¹⁸。ただし伊奈や袴田の立場からすると、例え無印であったとしても朱印状の本

紙を発給することは難しいはずである。

龍雲寺の関心は朱印石高にあったと思われるが、大岡の関心は「局」であった。⑤のように、翌年、臨濟妙妙心寺派触頭の松源寺（江戸牛込神楽坂）から局について問い合わせがあり、次の由緒書が提出された。

【史料5】¹⁹⁾

遠江国敷智郡西湖山龍雲寺領被下置候由緒

一、木寺大宮様者後二条院之皇孫二而御座候由、拙寺東北之谷二御殿御建立被遊、天正年中迄年数多御在居被遊候、御本所領四百石余御所領被遊候儀明鏡二御座候、龍雲寺依為御祈願所寺領被為附候、権現様浜松御在城節、御条目御局迄被進候由、右御局之御名御尋御座候得共、相知し不申候、龍雲寺領茂御条目之通知前々無相違寺務仕罷在候、然処二拙僧より拾式代以前宗察と申住持、御条目被下置候由緒を以、御朱印二被成下候節、右宗察無不調法仕候歟、伊奈備前守殿御役人袴田善兵衛殿御添状二而、御判出候迄者御堪忍分二拾五石參七候と之儀二而、百壹石、御無判之御本紙被下置候故、右御添状之通拾五石寺務仕候、其以後拙僧より六代以前之住持活宗右之由緒を以大猷院様江御朱印頂戴仕度旨御訴訟申上候得者、右御堪忍分二被下置候拾五石を慶安元年二、御朱印二被成下候、其後、御代々御朱印頂戴仕来候、此度御尋二付旧記之通言上如此二御座候

遠州入野村

寛保元年西四月

龍雲寺（印）

寺社御奉行所

右者寺社御奉行大岡越前守殿御条目之内御尋二付、右之通由緒書差出シ候写并松源寺江返翰左之通、以後由緒書等御尋有之候節者右之文言二而指出シ可申候、旧記二色々有之候得共、公辺江者右之通を可用者也

老峯拜

去ル三月廿八日之示教四月五日二落掌拜誦、然者去申五月寺社御奉行所江差出候権現様御條目之内御尋二而御座候

一、御條目之内御局と御座候者、木寺大宮様之御局との三申伝「旧記（後欠）」

御局について尋ねられた龍雲寺は、ここではじめて「木寺大宮」と表記し、寺社奉行所に対して宮が後二条院の皇孫であると述べている。龍雲寺が宮の祈願所であったために家康の条目が出されたとしつつも、「御局」の名前については「相知し不申」とした。龍雲寺の老峯和尚は、旧記には色々あるとしながらも、今後由緒書などの尋ねがあった場合には同様に答えるよう書き残している。最後の部分には、局は「木寺大宮様之御局との三」申し伝えるとし、具体的なことは書いていない。元禄期の桜井家の由緒への対応を含め、龍雲寺は局を桜井源兵衛の妻とは認めなかったのである。局を桜井源兵衛の妻とすることは、桜井家の本所方に対する権限や木寺宮と武田家との繋がりを示すことになる。江戸幕府との関係を考慮すれば、それは避けたかったのではないだろうか。当然、この一連の調査の中で武田家に関する文言はない。

寺社奉行大岡による古文書調査によって、龍雲寺は家康判物の説明を迫られることになった。龍雲寺は局について不明とし、桜井家にも言及しなかった。家康判物中の大宮については、後二条院の皇孫と説明したものの、本所領四〇〇石余を領していたと述べるに過ぎない。当時、龍雲寺にとって重要だったのは、木寺宮の由緒ではなく、一〇一石の寺領を認めてもらうことであり、家康との関係を強調することだったのではないだろうか。

四、国学者による地誌と由緒の作成

四一 内山真龍「遠江国風土記伝」

寛政一〇年（一七九八）に、豊田郡大谷村（浜松市天竜区大谷）の国学者内山真龍が「遠江国風土記伝」（以下「風土記伝」と略す）を著した²⁰⁾。入野村の記述では、「古老曰」として、入野が後二条院の皇子木寺宮の在所であるとし、その末裔が永禄年間に信濃国に逃げたとする。さらに真龍は「随庵見聞録曰」として、「永禄中木寺宮私シツカ二通於甲斐国武田氏、則桜井奪其来状、以諫言於宮、宮不能用、而永禄中出奔于信濃

国矣」と繰り返す。しかし「随庵見聞録」には木寺宮が出奔した時期は記されていないことから、「永祿中」は真龍の見解である。その直後に天正八年の武田家定書【史料1】を載せるが、「赤澤中務少輔殿」に「傍書云木寺宮龍雲寺殿息」と注記する。木寺宮が永祿中に出奔したとする真龍は、赤津を木寺宮の「息」とのみ記したのである。

ついで「紹運録」（後小松上皇の命により一四二八年成立）を典拠とし、東宮中務卿木寺康仁親王から静覚法親王まで五代の系図を抄出している。国学者によって天皇や朝廷へ関心が向けられる中で、真龍は「紹運録」を利用し、康仁親王を紹介した。これにより、いわば中央で記された一四世紀の親王の記事と地方の伝承や地誌が連動したのである。さらに龍雲寺の項目では、「朱符之寺田高拾五石」とした後、次のように記す⁽²⁾。

【史料6】

寺記曰、旧領高百石、開山智覚普明国師、嘉慶二年云々、此寺後二條院皇孫木寺宮之御願所也、宮地ノ西方建寺置位牌〇御二條院皇孫当山開基龍松院康仁親王木寺大宮尊儀、〇姫君、光嚴院殿富深芳秀大禅定尼、〇妃君、宝勝院殿月窓妙桂大禅定尼（有古墓無名）、大宮之御子長男佐兵衛輔、中男宗察公、逃世龍雲寺住、号明庵察公首座禅師、三男佐兵衛輔為武家

注目すべきは、「康仁親王木寺大宮」の位牌や古墓、そして「大宮」の子について初めて記載されたことである。これらの情報の根拠は不明であるが、近世中期以降各地で地誌が作成されるようになる、地域や家の由緒が整備されていく。龍雲寺も「風土記伝」の作成にともない、康仁親王を中心とした「寺記」が整えられていくことになったのである。

四二二 羽田野敬雄「康仁親王御伝」

明治二年（一八六九）、三河国渥美郡羽田八幡宮の神主で平田篤胤門下の国学者羽田野敬雄（一七九八—一八八二）が「康仁親王御伝 抄書」を記した⁽²⁾。

【史料7】

（表紙）

「康仁親王御伝 抄書」

明治二（一八六九）年正月四日

七十三翁 羽田敬雄記之

康仁親王御伝

○大日本史 卷之九十八 皇子伝

後二条天皇ノ側室生ニス六子ヲ長ハ康仁任ニス中務卿ニ皇胤紹運録・元弘元年光嚴院授ルニ以テ親王ヲ皇記十一月立テ為ニ太子ト歴代皇記・増及テ官

軍攻ニ北條仲時等ヲ於ニ京都ニ從ニ光嚴院ニ入ル六波羅ニ兵敗テ被

虜与ニ光嚴院ト併セテ廢ニ居ニス木寺ニ皇胤紹運録トノニ有テ木寺ト云テハ何如トモイハズ

○皇統紹運録（略）

○武徳編年集成第十三云 天正元年三月ニ南帝ノ御後胤木寺ノ宮ト

称シ遠州ニ沈落シ玉ヒケルガ、浜松ヨリ行程一里入野四百石ノ地

ヲ四十年以来領知シテ住居セラレシ処、去年ヨリ神君ヲ欺キ信玄

ニ属シ玉フ故、頃日本多作左衛門從兵ヲ遣ハシ是ヲ追却セシカバ、

這々洛陽へ走り幾程ナク卒去アリト云々、木寺ノ宮八津島宮ノ御

後裔ニヤ

○群雄割拠録云 徳川家八新田庶流ニテ南朝ト興廢ヲ共ニスベキ家

ナリ、東照宮ノ三遠ニ勃興シ玉フニ当リテ其封内ニ南朝ノ皇胤ノ

存在シ玉ヒシハ、天意トモ云ヘキ事ナルニ、封内ヲ驅逐シテ南朝

ノ血胤ヲ絶シハ没体ナキ事ナラズヤ、惜ムヘキ事ナラズヤ、云々

ト云リ

「大日本史」と「皇統紹運録」（「紹運録」に同じ）を引用し、康仁親

王について記す。ここでは略したが、「皇統紹運録」は「風土記伝」と

は異なり、康仁親王の子どもを含む詳細な記述であり⁽²³⁾、いよいよ康

仁親王が具体的に示されたのである。後半は、『武徳編年集成』（木村高

敦、元文五年刊）⁽²⁴⁾と『群雄割拠録』（太田錦城、文政二二年刊）⁽²⁵⁾に

より戦国期の木寺宮について記す⁽²⁶⁾。『武徳編年集成』「天正元年三月

大」の記事では、木寺宮が四〇年以來入野を領知し、さらに前年家康を欺き信玄に属したとある。羽田野は木寺宮の出奔を永禄中とする「風土記伝」も、天正八年の武田家朱印状を載せる「随庵見聞録」も引用しなかった。羽田野がそれらを知らなかったとは考えにくいことから、積極的に天正元年を採用したということであろう。また、木寺宮を「南帝ノ御後胤」とする『武徳編年集成』の記述をうけ、『群雄割拠録』では「南朝ノ血胤」とする。木寺宮は大覚寺統であるものの、後醍醐天皇により廃された経緯からすれば南朝方ではない。しかし羽田野は木寺宮を南朝とする記述を載せたのである。

少し遡るが、文久元年（一八六一）六月、羽田野は京都の山陵研究者平塚瓢斎（一七九四―一八七五）から依頼され、山本金木（一八一六―一九〇六）に井伊谷の宗良親王墓所や旧記などの調査を依頼した。山本金木は神宮寺村（浜松市北区引佐）渭井八幡宮神主で、国学者である。平塚はその礼として、金木に『陵墓一隅抄』を贈呈している。『引佐町史』では、遠江国では宗良親王や尹良親王をはじめとして南朝に関連する伝承が多くあり、それが再生産されるようになるのは、山本金木の宗良親王の墓所等の調査であったとする。更にそれが天皇家にまつわるものとして堂々と語り始められるようになるのは、明治維新や神祇官の復活などの条件が整ってからとした²⁷⁾。羽田野が「康仁親王御伝」において木寺宮を南朝とする見解を引用したのは、当該地域における南朝への意識の高まりによるものであった。

ところで、龍雲寺には康仁親王墓所とされる五輪塔がある。文久元年段階では、瓢斎も羽田野も、また調査を依頼された金木もそれに全く関心を払っていなかった。龍雲寺は康仁親王や末裔の木寺宮を自ら社会の中に位置づけようとしなかったためである。「風土記伝」にはじめて記された境内の墓は、無名の「古墓」とあるのみであった。

五、明治政府による陵墓調査と由緒

明治四年（一八七一）二月一四日、太政官布告「府藩県管内ニ於テ后妃 皇子 皇女等御陵墓有之候向、左ノ簡条ノ通、委詳取調、来ル五

月限可申出事」が出された²⁸⁾。同年三月二五日には浜松郡方役所から「御陵墓有之候分者雛形之通美濃紙懸帳ニ相認、最寄之取纏、来ル晦日迄ニ有無共申出候」との達しが来ている²⁹⁾。同年五月、龍雲寺は「康仁親王御墓其外明細書上帳」（以下「明細書上帳」と略す）を浜松郡方役所へ提出した³⁰⁾。ただし浜松県における陵墓は、方広寺の「無文禪師御墓」、井伊谷の「宗良親王御墓」、富塚村普濟寺の「寒岩和尚御墓」（順徳帝第三皇子）とされていることから³¹⁾、龍雲寺の康仁親王墓は陵墓として認められなかったことになる。とはいっても、龍雲寺には明治八年三月二二日付、教部省出役からの古書付四枚と由緒書吉冊の借用証³²⁾と、同一〇年一月一七日付、内務省事務局の大久保忠弥らから「昨八年巡回之節借用書類返却状」が残されていることから³³⁾、康仁親王への関心は決して低くはなかったことがわかる。

陵墓と認められなかったものの、明治四年に提出された「明細書上帳」は、木寺宮についての由緒の総仕上げとも言つべきものであった。長文であるが引用する。

【史料 8】³⁴⁾

（表紙）

「 康仁親王御墓其外明細書上帳

禅宗臨濟宗

西京妙心寺末

遠江国敷知郡入野村

龍雲寺

」

（境内および康仁親王墓所図・石塔・康仁親王尊牌・康仁親王後胤赤津中務少輔尊牌・康仁親王真像 略）

一、康仁親王御忌日四月廿九日

一、赤津中務少輔様御忌日十月朔日

一、康仁親王者 後二条天皇之太子邦良親王之御子ニ而、元弘

建武之際、南朝北朝御取合之節 光厳天皇太子与被為成、西

京六波羅城ニ御入被遊、其後乱軍ニ相成り候故歟東国江御下向、

当村江御入被遊、拙寺東北谷ニ御殿御建立ニ而、御高四百石余御

所領被遊、其節拙寺を開基御祈願所ニ而御子出家致シ、拙寺ニ住

職一世宗察と称候、右 親王様者文和四乙未四月廿九日御年三十六二而薨御被遊二付、御高骸を拙寺境内北之方江埋葬御石塔を奉創立、則御法号者 龍松院様と奉称 御墳墓并右御屋跡前書絵凶面之通り二而日々御供養等無懈怠奉申上候、且又

康仁親王様薨御之後、右御殿二おゐて 御代々御相統被遊候得共、天正八年家康公勝頼と御取合之節乱軍二相成り、拙寺

兵火二而及焼失候間、旧記焼亡仕御相統被遊候 御方々様之御尊号并 御墳墓等も相分り不申候得共、天正之頃者右 親王様之御後胤赤津中務少輔様御事 大宮様と奉称、右御殿二御住居被遊、拙寺末寺当村長楽寺江薬師堂、同村大円寺江大日堂御建立

被遊、右者西京比叡山東坂本より御勸請二而尔今四天王与唱来り、右 大宮様二者家康公浜松御在城之節出格之御懇情二而折々御入被遊、右 大宮様之御子出家致シ、又候拙寺住職仕瑞椿与称候、右御由緒を以家康公より御局迄別紙之通御條目被進、然処

大宮様二者前書乱軍二および候二付、天正八庚辰年十月朔日御家来嶋勘兵衛を船人と被遊、拙寺門前より御乗船二而浜名通り迄被為入候得共、其後何国江被為入候哉御行衛相分り不申候間、拙寺二おゐて者御発足之日を御忌日と仕、則御法号 惟徳院殿と奉称、御菩提之為尊儀を安置致シ日々御供養無懈怠奉申上候、尤

右 大宮様平生御用ヒ被遊候御膳椀五組、備前焼壺等、其外諸品相添、尚又万延間右御殿跡二おゐて大茶碗等掘出シ于今伝来仕候、其外御遺物等も御座候得共、文政年中盗難二逢紛失仕候儀二而、拙寺受領地之儀者、天正年中 康仁親王様以来御代々御領被遊候四百石余之中、百石石 大宮様より御分地寺領

二被為附候間、前書之通天正八年家康公より御局迄御條目被進、其後 大宮様御発足二付、御領三百石余者上ヶ地二相成り、同十七年二寺田右京亮殿より別紙之通本所方百姓等江御証文被下置同十八年并慶長八年寺領百石石御寄附被成下候旨別紙之通御書頂戴仕候得共、其節之鑑司無調法仕候歟伊奈備前守殿御役人袴田善兵衛殿より御判罷出候迄拾五石被下候と之儀二而別紙之通御状被

下寺務仕居候二付、慶安元年家光公以来御代々別紙之通拾五石を御朱印二被成下頂戴仕来り候処、今般上知被 仰付候儀二而、

数百年之間 御墳墓并御尊牌御修繕を始メ御供養等も無懈怠奉申上候処、嘉永度震災二而 御墳墓御石塔之笠等及破損候二付而者御修復仕度心願二御座候得共、何二分微力二而万端難行届候

二付、御法施等今一層御尊堂之儀去年年中奉歎願置儀二御座候右之通り相違無御座候、以上

明治四辛未年

五月

禅宗臨濟派

西京妙心寺末

遠江国敷知郡浜松庄入野村

龍雲寺(印)

浜松郡方
御役所

(下札)

「書面御局と申方者酒井左衛門尉殿祖母之縁家より被相越、其後大宮様御家来桜井源兵衛妻二被下置候と申事二而、御名前八不相分候得共、元文中大岡越前守殿より御尋有之、右之趣申上置候旨、旧記二相見へ申候」

康仁親王は後二条天皇の太子邦良親王の子で、光厳天皇の太子となつたが乱軍にて東国に下向し、入野に来て龍雲寺を開いた。子は出家し龍雲寺一世宗察となり、康仁親王の遺骸は寺の境内北に埋葬し石塔を建て供養してきた。天正八年の兵火によって旧記なども焼亡し、代々の尊号や墳墓もわからなくなつてしまつたが、親王皇胤の赤津中務少輔を大宮様と称した。大宮様は末寺長楽寺へ薬師堂、大円寺へ大日堂を建立した。大宮様へ家康は格別の懇情があり、折々遊びに來られ、大宮様の子が出家して瑞椿と称し龍雲寺の住職となると、御局に対して別紙の條目(①)を下された。大宮様は天正八年の戦乱の際に、嶋勘兵衛を船頭として浜名通りまで行き、そこからどこに行つたか分からないが、その発足日を忌日として供養している。大宮様の日常品等をいくつか所持するが、その他は文政年間に盗難にあつた。寺領については、康仁親王以來

四〇〇石のうち天正年中に大宮様から一〇一石を分地して寺領とした。大宮様発足後は三〇〇石が上地され、天正一七年に別紙(②)のように本所方百姓等へ証文をくだされた。天正一八年と慶長八年に寺領一〇一石を寄附すると別紙(③)を頂戴したが、その節の鑑司が不調法であったのか、伊奈備前守役人袴田善兵衛から御判が出るまでと一五石の別紙(④)を下され寺務を行ってきた。慶安元年の家光以来代々別紙(⑤)の通り一五石の御朱印を頂戴してきた。さらに、数百年の間墳墓と尊牌の修繕をはじめ供養なども怠慢なく行ってきたところ、嘉永度の震災で墳墓石塔の笠等が破損したので修復したいとの心願があった。

ここでは康仁親王を南朝とはしていない。また木寺宮が天正八年に行方が分からなくなったとしながらも、武田方へ味方をしたとはせず、家康の懇情により局宛の条目をもちろつたとする。「明細書上帳」には別紙として①家康判物【史料2】、②七箇条定書、③無判の寺領証文【注18】、④袴田手形、⑤徳川家朱印状が付されたことになる。桜井家が所持する武田家朱印状は、当然ながら示されなかった。武田家朱印状は桜井家が木寺宮を諫めたことの証であり、桜井家が本所方を支配したという根拠であった。桜井家にとっては重要な文書であるが、龍雲寺にとっては木寺宮が徳川方に反したことを示すものではない。ただし宛所の赤津中務少輔は、すでに木寺宮(大宮)としての由緒を獲得していた。「風土記伝」では康仁親王尊牌のみが記されていたが、「明細書上帳」では康仁親王の後胤として赤津中務少輔の尊牌や忌日(忌)が記される。最後の木寺宮として、特別な存在になつていたのである。また、下札をみると、元文中の寺社奉行大岡越前守への返答として、「御局」は酒井左衛門尉の祖母の縁家から来た者で、その後大宮様の家来桜井源兵衛の妻になつたと記している。元文中の住職は御局について以後「相知し不申」と返答するように書き残していたが、それは守られなかったのである。いずれにしても、家康との「懇情」を強調したこの由緒は、これまで桜井家の由緒をもとに語られていた武田家の呪縛から解き放たれ、龍雲寺を主体とした由緒になった。結果として、末寺までもが木寺宮の由緒の中に位置づけられたのである。

六、由緒の展開

龍雲寺には「明細書上帳」と同じ頃に作成されたと思われる「当寺開基木寺宮略系図」(以下「略系図」と略す)がある³⁵⁾。従来通り武田家に味方した由緒に基づく系図であるが、【史料8】とは別の意味でこれまでの由緒と異なるものであった。赤津の部分を見てみたい。

【史料9】

木寺宮 木寺宮龍雲寺殿息 赤津中務少輔
本所之領主 至^ニ此中務少輔代^一滅^フ

木寺中務少輔者康仁親王八世ノ後孫ナリ、世々本所方四百石余領セシム、是迄武田信玄ニ属シ入野ニ御在居アツテ然ニ、天正八庚辰年十月朔日浜松ノ本多作左衛門重次軍將ト而入野工人数ヲ押シ寄ル、所々二陣ヲ屯ス旌旗天ニ翻ツテ龍蛇ノ如ク、依之木寺ノ宮指麾シテ曰ク、追討スヘク宮付ノ御家来堀江新右衛門・桜井源兵衛・鳥勘兵衛等ヲ始メトシテ、其外武田ノ援兵数百人奮テ敵ノ陣所工馳セ向ヒ粉骨ヲ尽シ戦ヘ利アラズ、味方ノ軍勢大ニ敗走ス、此軍ノ時木寺ノ宮火ヲ縦ツテ殿中ヲ逃シ給ヒ、御家来嶋勘兵衛ニ命シテ船人トナサシム、龍雲寺門前ヨリ航海シ浜名ニ赴ントス、又竊ニ堀江新右衛門之レニ供奉シ、尋テ洛陽工沈落シ給ヒ、幾程ナク木寺ノ宮病ンデ卒去ス、法名惟徳院殿ト号ス

○堀江新右衛門籠居^ニ于堀江城、此末裔有^レ故此姓ヲ改メ安間、仕^ニ大澤家^ニ、命メ令^ニ献^ニ其旧記等^一ヲ云々

○桜井源兵衛者、木寺宮入野御出奔以後本所之地ヲ支配スト云々
○嶋勘兵衛者居^ニ于宇布見^ニ云々

赤津は武田信玄に属すとし、『武徳編年集成』に倣い本多が入野に攻め寄せたとする。それに対し宮の家臣の堀江・桜井・嶋、そして武田の援兵がともに戦つたと記す。宮に供奉した堀江新右衛門は堀江城に籠居し、末裔は安間と姓を改めて大澤家に仕えたという。船で宮を逃がした嶋勘兵衛は宇布見に住居したといひ、『龍雲寺史談』によれば、嶋家一統は江戸時代まで正月・盆の二度にわたり康仁親王墓前に一同拝礼し、

塩苞を献上したとする³⁶⁾。他の由緒では、宇布見村に住むことになった嶋の子孫は「只今以不自由なく家業當候由二御座候」とするが、木寺宮を諫めた桜井家の子孫は「入野村只今二御座候由、是者當時困窮者之由二御座候」³⁷⁾と、因果応報のように記載する。木寺宮の由緒は、龍雲寺や桜井家だけではなく、他の旧臣たちの由緒のなかに具体的に組み込まれ、語られていったのである。

「略系図」にある堀江(安間)家の「旧記」には、自らの家の由緒とともに「木寺宮覚書」が残る³⁸⁾。ここでは「木寺之宮者正親町第一之宮也、月蝕之日依有御誕生不能継王位、忍出宮中携幾江ノ局ヲ一人到尔遠州入野村空送歳月」とあり、木寺宮が正親町天皇(一五七一—一九三二)の皇子であり、月蝕の日に誕生したことにより王位を継ぐことができず、局一人を連れて宮中を出て入野村で空しく時を過ごしたとする。さらに家康が入野を通りかかった際に紫雲が立っていたことから宮の存在を知り朱印状を出したことや、木寺宮の三人の子のうち、姉は大澤家へ、二姫は知久家へ、三之宮は入野で剃髪して龍門と称したとする。ここでは武田家も登場せず、赤津の名もない。また僧になった木寺宮の子は龍門という。そして何より木寺宮は康仁親王の後胤ではなく、正親町天皇の皇子となっているのである。康仁親王とのつながりは、わずかに「不能継王位」宮という点に残されているのみである。堀江家にとって、木寺宮は戦国期の貴種ということ以上のもではなかったといえよう。

七、龍雲寺と木寺宮

七-1、木寺宮の出奔

ここまで木寺宮の由緒について述べてきたが、次に木寺宮をめぐる二つの問題から、戦国期の木寺宮の実態を考えてみたい。一つは、天正八年の木寺宮の動向である。これまでの理解では、木寺宮は武田家に味方をした二ヶ月後に家康から所領を安堵され、その後に入野を出奔したことになる。これについて、赤坂恒明氏は戦国期に至るまでの木寺宮の状況を含め、次の様に明らかにした。浜松庄は大覚寺統の所領として木寺宮に相伝されたものであり、木寺宮はそのうちの本所方を支配

する莊園領主であった。ただし今川氏が木寺宮領を処分しようとしたため、木寺宮邦康親王(一四一六—七二)の子は浜松庄内の所領を恢復するために、京都(三河)吉良氏を頼って三河に下向し、さらにその子が永正一〇年(一五二二)前後に浜松庄入野に移住した。邦康親王の曾孫と推定される木寺宮(龍雲院)は、後奈良院の猶子となり親王宣下を受けた者であった³⁹⁾。赤津中務少輔はこの龍雲院の子とされてきたが、天正八年に武田家が入野を実効支配していないこと、赤津が入野や龍雲寺に関係する者かどうか判然としないことから、木寺宮とは言えないとした。そして家康判物中の大宮は赤津ではなく龍雲院であるとし、木寺宮の出奔の時期を「風土記伝」から永禄期とした上で、天正八年までに再び入野に戻ったとした。

これまで見たように、龍雲寺は康仁親王が入野の御殿の脇に建立した寺院といい、普明国師を勧請開山、康仁親王を開基とし、康仁親王の子が龍雲寺一世になったという。ただし今日残されている史料において、龍雲寺の初見は永禄九年(一五六六)四月二日である。今川氏真が宗源院(浜松市中区蛸塚)に死てた「曹源院領之事」の一条に、「入野龍雲寺為借儀方彼寺領參貫文地任証文之旨可有所務事」とあり⁴⁰⁾、龍雲寺領三貫文の地を宗源院が所務することになった。宗源院は応永三三年(一四一六)に在天弘雲が開山した曹洞宗の寺院で、戦国期には今川義元が開基となって堂宇を再建するなど、今川氏の庇護を受けていた。家康が遠江に侵攻し、元龜元年(一五七〇)に浜松城に拠点を移すと、遠江西部は家康の支配下となり、今川の勢力は一掃される。そのような中、龍雲寺には次の文書が出された。

【史料10】⁴¹⁾

(花押)

黙宗和尚以来相伝之道理ニまかせ龍雲寺相渡申候、依之四拾貳貫并五十俵儘ニ請取申候、早々御住院待入申候、恐々敬白

天正三年^{十一(後書)}「末」

二月廿一日

長田弥三郎(花押)

清庵和尚 侍者中

冒頭の黙宗和尚(一五五四)は井伊谷龍潭寺の開山で、宛所の清庵和尚は安寧寺(浜松市中区雄踏町山崎)の開山清庵宗徹(一六〇一)である。龍潭寺、安寧寺、龍雲寺は、江戸時代にはともに臨濟宗妙心寺派の法類である。差出人の長田弥三郎の詳細は不明であるが、弥三郎は黙宗以来相伝の道理として龍雲寺を四一貫と五〇儀で安寧寺に渡したのである。安寧寺の由緒では、家康は清庵に「国家の事大小となく毎時の吉凶を被為問玉ふ」というほど帰依していた⁴²⁾。つまり天正三年には、龍雲寺は徳川との繋がりが深い安寧寺が支配することになったのである。

この文書は天正三年の日付が「十一」年に改められ、干支が加えられている。龍雲寺と木寺宮は一体と認識されていたため、天正八年以前に龍雲寺が徳川方の安寧寺に支配されるのはおかしいと考え、武田家滅亡後の日付にしたのではないだろうか。木寺宮の出奔は、永禄期、天正元年、天正八年と諸説あったが、龍雲寺の支配関係から見た場合、天正三年以前と考えられる。

木寺宮の出奔に関連し、「大宮様」についても考えたい。「大宮」は男性の皇族にも用いるが、主に皇太后等の敬称、皇族出身の年とった女性、母宮を指す語として使用されることから⁴³⁾、龍雲院の妻とは考えられないだろうか。赤坂氏は龍雲院が京都妙顕寺(日蓮宗)十世日広(一五〇六-五三)の兄弟であったとする。とすれば龍雲院は天正八年には六〜八〇歳代になる。また、これまで家康判物が出された天正八年五月に、木寺宮は入野に居たと解釈されてきた。しかし一度出奔して再び入野に戻ったとするよりも、木寺宮は既に出奔していたが、入野に残った大宮に対して家康が一期分を認める判物を出したと考えた方が理解しやすい。当主ではない大宮であるからこそ、「御宮達」が何か言うことがあっても、その心次第という文言が付されたのではないだろうか。桜井源兵衛は木寺宮の親族とも宮の末葉ともいう。木寺宮が在地の者と婚姻関係を結んだとすれば、妻が入野に残っていたとしても不思議はない。ただし、文書がかな書きではないことから、女性宛の文書と断言はできず、引き続き今後の検討課題としたい。

七二二、木寺宮の子ども・法名・塔

二つ目の問題は、木寺宮の子や法名などについてである。龍雲寺の「略系図」では、戦国期の木寺宮(龍雲寺殿)の子は、木寺宮(赤津中務少輔)、女子(大澤左衛門佐基胤内室)、女子(信州河島知久監物内室)、某(龍雲寺住職瑞椿和尚)と記される。他方、「風土記伝」の大宮の子は、長男佐兵衛輔、中男宗察公(明庵察公首座禪師)、三男右兵衛輔であった。「略系図」では、「風土記伝」にある大宮の子を「紹運録」にある康仁親王の子に対応させており、それが【史料8】の記述である。これは「康仁親王」と戦国期の「木寺宮」そして「大宮」が混同された結果であり、様々な情報を系図に反映させたことによる錯乱である。ただし龍雲院と大宮を同一人物としても矛盾がある。例えば、「略系図」の瑞椿は、「風土記伝」では「明庵宗公」と記されている。

天正八年(一五八〇)の家康判物によって龍雲寺の住持となった瑞椿は翌年遷化したという。その後一六世紀末まで独住はいなかったとされるが⁴⁴⁾、元和から慶長期には龍雲寺に宗察という住職がいた。元和五年(一六二〇)、入野村の百姓らから安寧寺に次の一札が出されている。

【史料11】⁴⁵⁾

一、山崎安寧寺様へ龍雲寺領御ゆつり被成候、即宗察様より御一札被遣候へ共、重而一札仕候、其故たれにても田畠吉歩も買取申候八、かい主之しついに可致候、次二御ゆつり被成候へ共宗察様田畠質物二入置候所を安寧寺様金子四両余にて御請返し被成候故八、誰人二而も違乱有間敷候、為其一札仍如件
元和五年末極月十七日
入野村

安寧寺様

八郎左衛門(花押)
右郎左衛門(花押)
(八名略)

宗察が田畑を質物に入れたところを安寧寺が四両余で請返したことから、入野村の百姓が安寧寺へ龍雲寺領を譲るといふものである。【史料11】において慶長の朱印書き換えの際に不調法を疑われた宗察である

う。「風土記伝」にある宗察であれば、木寺宮の子ということになる。宗察については、次の史料にもその名がみえる。

【史料12】⁽⁴⁶⁾

龍雲寺黙宗・南溪和尚以来相続之寺之事候間、此兩三四年寺務仕來候、我等退屈申候間、可返進之由、松田殿へ為証文一筆進上候キ、今又察感主契約之状和尚様へ進候、早々龍雲寺へ御還住可有之候、御朱印之儀八重而可進上候条、其御心得存候、為其一筆進上候、此旨奏達、恐惶敬白

霜月廿七日

入野龍雲寺

恵林(花押)

進上 安寧寺 侍衣閣下

龍雲寺の恵林が安寧寺に宛てた一札で、龍雲寺は黙宗・南溪(龍潭寺二世)以来相続をしてきた寺であるため、三、四年寺務を行ってきたが、察感主(宗察)を龍雲寺に還住するようにとある。年代は不明であるが、先の史料を前提として元和期とみておきたい。恵林の文面は、宗察が龍雲寺の住持であるとの意図を持っているようにも読める。

明治三〇年頃に謄写された「龍雲寺由緒」に、瑞椿と宗察についての記述がある。この由緒は帳面末に「龍雲寺より徳川家江被差出」た由緒書の写とあり、それに龍雲寺が言うところを朱でそのまま書き留めたとする⁽⁴⁷⁾。内容は不審な点も多いが、興味深いことも多々含まれる。

【史料13】

一、木寺大宮様御二男出家被遊拙寺二御住職一世奉称瑞椿首座と候、右瑞椿首座者天正九年辛巳年八月十三日於拙寺御逝去被遊、其後明庵瑞椿和尚と奉改称、御位牌并御塔処于今安置有之候

明庵宗察首座・瑞椿首座

墓もなく行衛も不分候間、式人ヲ寺人之

明庵宗察首座 龍潭寺御墓無縫塔御座候

名となし候由一御座候、

但當時之住持之取計与申候由

木寺大宮の二男瑞椿を龍雲寺一世とし、その瑞椿と宗察を一人の名として位牌を安置したとする。瑞椿と宗察が亡くなったのは四〇年以上差があるが、二人を一人の名としたのは、ともに木寺宮の子であるとの認

識があつたためか、あるいは逆に「風土記伝」の記述から両者を一体と理解したためであろう。そもそも瑞椿が木寺宮の子と記されるのは明治期の史料であり、宗察についても寛保期の【史料5】では一二代前の住持と記されるのみである。仮に両者が木寺宮の子であったとしても、それは江戸時代には特段意味を持たないもの、あるいは伏せておくべきものであったことにならうか。

謄写本「龍雲寺由緒」の冒頭の部分には、龍雲寺の五輪塔について次のように記されている⁽⁴⁸⁾。

【史料14】

一、木寺大宮様御男子三人御息女二人御座候処、御長男子左兵衛輔様と申、御次男者当寺二而出家御住職一世瑞椿首座と申候、御三男者右兵衛輔様と申、信州江御落武家二被為成候と申事
御一女者大澤石京亮殿御室と被為成候、御法名者 正学院院悟安貞頓大姉と申候、此御方者江戸小石川浄光院二葬ルト有之、御一女者信州江被落行衛不相分ト申事往古ヨリ申伝有之、右故歟拙寺拾二代以前住持南洲之代二行衛不相分候二付、為菩提為御墓印と五輪塔并御位牌安置仕來候処、拙寺九代以前之頃者当国山崎村安寧寺兼帯地と相成、火之番耳有之、其内二御塔所御位牌等散乱仕候と申候事代々申伝有之候、今日木寺大宮様御塔処北方二信州江被落候御息女様之御塔処と申而五輪塔之形安置有之候、右御尋二付旧記之通奉言上候

明治二巳年二月

龍雲寺

ここでは「略系図」の龍雲院の子と「風土記伝」の大宮の子は対応しているが、長男左兵衛輔を木寺宮とも赤津ともしていない。寺中の五輪塔については、信州へ逃げ行方不明になったという息女の菩提のために安寧寺の南洲和尚(一六二〇)の代に位牌とともに安置したと説明する。しかし文面を読む限り、塔の来歴も旧態も分からなくなっていたというのが実態であろう。位牌に関しては次の様にある⁽⁴⁹⁾。

【史料15】

一、拙寺開基被遊候以由緒為御報恩 御尊牌御法号者奉称龍雲寺殿と、其後奉改称龍松院と并為御墓印と五輪無縫塔奉安立候

(中略)

一、御尊牌之字面者 御母公様東光院大椿貞寿尼大姉

姫君光厳院殿富深芳秀大禅定尼所囑

御二條院之皇孫当山開基康仁親王龍松院木寺御大宮尊儀

妃君宝勝院殿月窓妙桂大禅定尼各靈

(中略)

一、東光院大椿貞寿尼大姉、龍潭寺回去帳を写取候之趣龍雲寺之記録二御座候、尤御墓者龍潭寺二者無之筈之由一被申候

但、龍雲寺中絶後御墓二本御座候処、中興之節木寺宮様之五輪志本いたし候趣一も申候

東光院様之御儀者回去帳二入、黙宗様之御引導候得者、御墓も龍潭寺二可有之儀とも被存候処、無之心得二被被申候者、宮様始御尊骸御方も少く事、右黙宗和尚御位牌を龍雲寺御立被成、永楽銭吉貫文祠堂被成御付候と申事も御座候処、何故二無之筈杯与申候哉等分兼候事

龍雲寺開基の法号は「龍雲院」といったが、その後「龍松院」と改めたとし、「風土記伝」と同じ尊碑銘が載る。「略系図」では龍松院は康仁親王とするが、戦国期の木寺宮（龍雲院）のことである。「御母公様東光院」については、法号は龍潭寺の過去帳を写したこと、さらに黙宗（一五五四）の引導をうけたと記される。一五〇六年生まれの兄弟をもつ龍雲院の母として矛盾はないが、ここで言う過去帳にあたる「龍潭寺入牌帳」では、入野の東光院大椿貞寿尼大姉が黙宗の時に牌を建てたことが分かるのみで^⑩、その人物が木寺宮の母である確証はない。いずれの法号についてもその根拠は定かではないことになるが、塔や牌に姫妃あるいは母という女性の法名や由緒が残されているのは、この地に縁を持ち、この地で亡くなった者たちだったからではないだろうか。

なお、この由緒では、木寺宮が上方から来たときに龍潭寺に行き、そこで子が逝去したため龍潭寺に古墓があるはずであることや、龍雲寺一世の瑞椿は龍潭寺の弟子ではないかなど、龍潭寺との関係が語られる。

龍潭寺は一六世紀以降、井伊家の庇護を受けて発展した寺である。天正三年に「黙宗以来道理」として龍雲寺が安寧寺に委ねられたのは、木寺宮の祈願所から当該地域の臨濟宗の組織のなかに位置づけられていくことでもあった。在地領主の氏寺や血縁的に結ばれる僧の在り方は、近世的な寺院へ転換する中で否定されたのである。

おわりに

最後に本稿で明らかにしたことをまとめておきたい。後二条天皇太子邦良親王の長男康仁親王の後胤である木寺宮は、戦国期在国皇族領主として入野を領し、婚姻を通じて大澤や知久といった在地勢力とも結びついていった。一度は武田方に与したものの、天正八年に家康判物を得て祈願所であった龍雲寺の寺領を安堵された。その後宮家は断絶し、かつ龍雲寺に独住がいなかったこともあり、一七世紀末には既に忘れられた存在になっていった。「随庵見聞録」や大岡越前の古文書調査、内山真龍の「遠江国風土記伝」の編纂、そして羽田野敬雄による「康仁親王御伝」、陵墓調査など、様々な機会に木寺宮について再認識されたものの、龍雲寺は明治期に至るまで木寺宮の由緒を積極的に語らなかつた。それは「随庵見聞録」に収載された天正八年三月の赤津宛武田家朱印状が、武田家に与して家康と戦った証拠として、また赤津が木寺宮であるとして、後々まで由緒を規定し続けたからである。ただし、これは家臣であった桜井家の由緒であり、入野本所方への権限を家康から認められたことを主張するためのものであった。龍雲寺には家康が「大宮」へ寺領を安堵した判物が残されているが、龍雲寺は宛所の局を不明とし、明治になってようやく家康と木寺宮の「懇情」に基づく由緒をつくりあげた。その一方で徳川方との戦いは、木寺宮家臣たちの由緒として定置し、それを抜きに木寺宮の由緒を語ることはできなくなっていた。

また近世後期から天皇や朝廷への関心が高まり、三遠南信地域では宗良親王をはじめとする南朝の由緒が語られるようになっていく。「風土記伝」以降、康仁親王にも関心が向けられていくが、朝廷の由緒を積極的に語ることはなかつた。近代になり陵墓の調査が行われる頃には、康

仁親王の由緒は当然のこととして、戦国期の木寺宮の実態も分からず、その子どもや法名あるいは塔をめぐる諸説錯乱を生じることになった。ただしそこには、単に荒唐無稽な由緒を述べるのではなく、地域に残された資料の断片を集め、組み立て直そうとする実証的な側面もあった。江戸時代の由緒は徳川家康や地域の戦国大名などと結びつき、自らを社会的に位置づけたり、既特権を主張したりするものであった。木寺宮の場合、康仁親王は南朝につながる大覚寺統でありながら北朝方の庶太子であり、戦国期の木寺宮は家康へ敵対したという、いわば負の由緒であった。加えて、仮に既特権を主張するとしても、入野本所方という枠組みを出るものではなかった。近世期には近隣に一〇から一五の末寺を持つ中本寺の立場にあった龍雲寺にとって、木寺宮の由緒は自ら声高に語るものではなかったといえる。それにより、桜井家の由緒を基にした木寺宮の由緒が今日まで機能し続けたのであった。

注

- (1) 『浜松市史』一、浜松市役所、一九六八年。
- (2) 赤坂裕明「遠州木寺宮考」『十六世紀史論叢』二二頁、二〇一九年。
- (3) 歴史学研究会編『由緒の比較史』青木書店、二〇一〇年。
- (4) 『静岡県史』8、静岡県、一九九六年、二一九頁。本史料は龍雲寺由緒書写等による。『静岡県史料』五（静岡県、一九四一）収録の同史料は『遠江国風土記伝』より採録されたものであり、原本は確認されていない。
- (5) 『静岡県史』8、二二三頁。龍雲寺文書A1。内容については、中村孝也「徳川家康文書の研究（日本学術振興会、一九五八年）」に詳しく紹介される。
- (6) 『浜松市史』史料編二、浜松市役所、一九五六年。
- (7) 赤坂、前掲論文。
- (8) 『寛政重修諸家譜』第二、群書類従完成会、一九六五年。
- (9) 『寛政重修諸家譜』第六、群書類従完成会、一九六四年。
- (10) 龍雲寺文書C-11。
- (11) 『随庵見聞録』には天正一七年八月二四日付「遠州入野本所方百姓等」宛の徳川家七ヶ条定書も収載されるが、龍雲寺所蔵として『静岡県史料』に収載される同文書は、天正一七年七月七日付である。
- (12) 『寛政重修諸家譜』第二、群書類従完成会、一九六四年。
- (13) 龍雲寺文書C-11四。明治一年の記録。
- (14) 相田一郎『古文書と郷土史研究』名著出版、一九七三年。
- (15) 龍雲寺文書C-11三。
- (16) 龍雲寺文書C-11。
- (17) 『静岡県史料』龍雲寺文書四、龍雲寺文書B2。
- (18) 龍雲寺文書A-1。
- (19) 龍雲寺領之事
- (20) 遠江国敷知郡入野村之内百石所寄附也并山林竹木諸役令免許訖、者仏事勤行修造等不可懈怠之状如件
慶長八年十一月廿七日
- (21) 大高権紙に記されたこの文書は、朱印状として遜色ないが、「無判之本紙」というように朱印は捺されていない。一〇一石の根拠については天正一八年の寺領証文があるが写である（龍雲寺文書C-11四）。龍雲寺の寺領については、慶長三年に刑部左近・刑部五郎から安寧寺納所宛に一四石三斗五升九合の請取証文が出されていることから（龍雲寺文書C-11六）、もともと一五石前後であったと考えられる。
- (22) 龍雲寺文書C-11四。
- (23) 内山真龍『遠江国風土記伝』郁文舎、一九〇〇年。
- (24) 同右。
- (25) 龍雲寺文書C-11。
- (26) 『本朝皇胤紹運録』京都大学付属図書館所蔵。
- (27) 『武徳編年集成』国文研オーブンデータセット。
- (28) 『群雄割拠録』国立公文書館デジタルアーカイブ、一五〇〇六二。
- (29) ここでの「武徳編年集成」は「群雄割拠録」が引用した記事であり、羽田野が閲覧したのは「群雄割拠録」であったと思われる。「武徳編年集成」最後の「木寺ノ宮八津島宮ノ御後裔ニヤ」はもともと記されていないが、「群雄割拠録」に記されているからである。
- (30) 『引佐町史』下巻、引佐町、一九九三年。

- (28) 『法令全書』 博聞社、一八八八年。
- (29) 龍雲寺文書C-101-113。
- (30) この時奥山方広寺も「後醍醐帝御陵・同皇子開山無文和尚御墓」の明細書上帳を浜松郡役所へ出している（外池界「遠江方廣寺の後醍醐天皇陵」『調布日本文化』10、二〇〇〇年）。
- (31) 「浜松原古跡・社寺・陵墓」府県史料静岡三三、国立公文書館デジタルアーカイブ。
- (32) 龍雲寺文書C-101-110。
- (33) 龍雲寺文書C-101-111。
- (34) 龍雲寺文書C-11。
- (35) 龍雲寺文書C-11。
- (36) 木宮亮邦『龍雲寺史談』西湖山文庫、一九六八年。
- (37) 「龍雲寺由緒」東京大学史料編纂所謄写本、二〇一五四二二。朱筆と思われる部分は小さな文字で書かれているため、本文中でも同様に示した。なお、本由緒では、孝法忠和尚（一八三五年没）、「龍雲寺史談」では鳳髓丹和尚（一七二八年没）が桜井家の出身という。龍雲寺と桜井家のつながりは続いていいたと思われるが、詳細は不明である。
- (38) 「龍雲寺文書」東京大学史料編纂所写本、三〇七一・五四一七九。木寺宮については、若干の異なる宛が二点掲載される。
- (39) 赤坂恒明、前掲注(5)。
- (40) 『静岡県史』7、三三三二。
- (41) 『静岡県史』8、一六二七。龍雲寺文書C-117。『静岡県史』では、袖上の花押を記さず、「文書袖上に今川氏真のものに似る花押がある」と注記している。
- (42) 『雄踏町誌』資料編1、浜名郡雄踏町教育委員会、一九六八年。
- (43) 『日本国語大辞典』第二版、第二卷、小学館、二〇〇一年。
- (44) 『龍雲寺史談』前掲。
- (45) 龍雲寺文書C-184。
- (46) 龍雲寺文書C-154。
- (47) 前掲注(39)。
- (48) 同右。
- (49) 同右。
- (50) 夏目琢史『近世地方寺院と地域社会―遠州井伊谷龍潭寺を中心に―』同成社、二〇一五年。

The History of the Kideranomiya Royal Family in the Early Modern Era

NISHIDA Kaoru

Department of Intercultural Studies, Faculty of Cultural Policy and Management

Ryo-un-Ji Temple (龍雲寺) in Irino Village (入野村) in the Shikichi district of Totomi Prefecture was founded by Prince Yasuhito (康仁親王), grandson of Emperor Go-Nijo. Prince Yasuhito's descendent, Prince Kideranomiya (木寺宮), lived in Irino village during the Warring States period, and although siding with the warlord Takeda clan to fight against the Tokugawa clan, he was allowed by Ieyasu to maintain control over Ryo-un-Ji Temple. Soon after, however, the Kideranomiya family died out. During the early Edo period, Ryo-un-Ji Temple had no chief priest, making the circumstances of the Kideranomiya family at this time unclear. Therefore, the history of the Kideranomiya family has been reconstructed through the creation of historical topographies, an examination of documents during that period, and an investigation of mausoleums from the Meiji period. How the Kideranomiya family was understood and positioned during the early modern era will be discussed through an introduction of historical materials left at Ryo-un-Ji Temple.